

23日 庄内たがわ農協 新余日支所2階ホール

庄内たがわ農協（太田政士組合長）の第27回通常総代会が6月23日（月）、新余日支所2階ホールで開かれます。

事業利益が減

2021（令和3）年度の事業総利益は29億0579万円（前年度30億9209万円）、事業管理費は28億1821万円（同29億6855万円）で、事業利益は8758万円となり、前年度1億2354万円から3596万円減少しました。事業外収支を合わせると、利益準備金として2億3920万円のうち、利益準備金として1億円（同5000万円）、任意積立金として施設整備積立金1億円を積み立て、積立累計額は1億5000万円となります。

園芸振興積立金は1億円を取り崩し、残高はありません。配当は無く、次期繰越剰余金を1億6447万円（前年度1億3920万円）にします。

JAあまるめ（森屋要二組合長）は12日、庄内町の響ホールで通常総会を開き、任期満了に伴う役員改選で、新たな組合長に佐藤一彦副組合長（60）を選びました。

JAあまるめは、独自路線を貫き、コープ店舗は鶴岡生協と提携しています。

令和2年度に生活部事業を営農販売部に統合し、「生活館」と「資材館」をリニューアルしました。

庄内たがわ農協 合併前との比較(単位:千円)

	基準年1993年 平成5年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	前年度と の対比	基準年と の対比	
正組合員数(人)	16,876	11,884	11,581	11,287	97.5%	66.9%	正組合員数(人)
職員数(人)	1,123	433	428	420	98.1%	37.4%	職員数(人)
資産	117,589,340	126,471,702	130,835,038	130,806,414	100.0%	111.2%	資産
負債	111,618,080	116,602,351	121,007,259	120,949,342	100.0%	108.4%	負債
資本(純資産)	5,971,260	9,869,351	9,827,779	9,857,072	100.3%	165.1%	資本(純資産)
当期剰余金	93,323	144,753	70,867	199,622	281.7%	213.9%	当期剰余金
貯金	96,633,096	110,999,646	115,018,635	115,369,836	100.3%	119.4%	貯金
貸出金	36,394,244	29,287,107	29,852,717	32,368,791	108.4%	88.9%	貸出金
長期共済保有高	665,528,140	454,579,987	442,386,012	427,517,915	96.6%	64.2%	長期共済保有高
購買	19,815,583	3,831,287	3,808,432	3,368,898	88.5%	17.0%	購買
販売	30,276,797	12,712,916	13,706,326	12,719,876	92.8%	42.0%	販売
(米穀)	24,149,280	9,891,757	11,068,760	10,240,896	92.5%	42.4%	(米穀)
(園特)	3,263,811	1,800,170	1,667,780	1,534,951	92.0%	47.0%	(園特)
(畜産)	2,863,706	981,352	926,131	895,501	96.7%	31.3%	(畜産)
(産直店舗)		39,636	43,653	48,527	111.2%	-	(産直店舗)
自己資本比率		14.79%	14.48%	14.24%			自己資本比率

合併は1995年（平7）。職員数は合併直前との比較。臨時職員含む。
（株）あいとサービス2014年8月1日設立。燃料・葬祭が10月1日から、農機・車両が1月1日から事業開始

各農協の出資金等の比較

	JA庄内たがわ	JA鶴岡	JAあまるめ
正1人当出資金	347,054円	282,790円	819,000円
正1戸当出資金	461,716円	435,069円	1,029,000円
正1戸当販売額	1,499,278円	3,028,111円	2,208,563円
正1戸当購買額	330,230円	1,709,915円	1,901,720円
自己資本比率	14.24%	13.31%	20.02%
出資配当		1.0%	2.0%
特別配当		米1俵当100円	米1俵200円 農畜購買1.0% 園芸産直販売1.0% 農機軽トラ等1.0%

※JA庄内たがわの購買額は（株）あいとサービス除く
※JAあまるめの購買額はコープ除く。農機含む
(2022年度総代会・総会資料より)

JAあまるめ 組合長が交代

JAあまるめ（森屋要二組合長）は12日、庄内町の響ホールで通常総会を開き、任期満了に伴う役員改選で、新たな組合長に佐藤一彦副組合長（60）を選びました。

子会社

（株）あいとサービス（代表取締役社長・五十嵐常勝）は、売上高48億4042万円（前年度45億2526万円）、経常利益1億1245万円（同1億4823万円）、当期純利益7200万円（同1億9万円）を計上。2014（平成26）年8月1日に設立された100%出資の子会社です。60%出資の子会社の羽黒・のうきよう食品加工（有）（代表取締役社長・菅原勝）は、売

JAあまるめは、独自路線を貫き、コープ店舗は鶴岡生協と提携しています。令和2年度に生活部事業を営農販売部に統合し、「生活館」と「資材館」をリニューアルしました。

皆川市長の「パワハラ」の疑い「報道 市民目線で議論を

皆川治鶴岡市長の「パワハラ」の疑い」が、14日の新聞・テレビで報道されました。



(14日のNHK報道)

市職労が3月から4月にかけて、無記名で職場でのパワハラに関するアンケート調査を行い、その結果について、市議会6月定例会一般質問で、元市職労委員長の高藤博議員(市民フォーラム)が取り上げたことから、ニュースになりました。

アンケートは、975人の対象者のうち271人が回答し、19人が皆川市長からパワハラが疑われる行為を受けたことがあると回答。70人がその行為を見たり聞いたりしたことがあると回答したということです。

その具体的な行為としては、どなたたり書類を投げつけるなどの「威圧的言動」が60件、「暴言・侮辱・人格攻撃」が43件、「過大・過小・理不尽な要求」が33件あったとしていま

す。

市職労のアンケート調査は昨年12月、市議会に匿名の告発文書があったことを受けて行われました。

昨年10月の市長選挙で、「パワハラ疑惑」が喧伝され、自民会派は百条委員会設置を強行し、皆川市長への追求を強めています。

市民からの声

藤島・長沼地区のI氏からは、「皆川市長は、文化会館に100億円もつぎ込むような、ぬるま湯だった市の職場を変えようとして、時には強い姿勢が出たのだと思う。」

結果的に、市職員の

姿勢は以前と比べ、応対が良くなったと実感している。

議会は、政争の具にせず、市民目線で議論して欲しい」との声が寄せられています。

ハラスメントは、あらゆる職場・社会で大きな問題とされ、撲滅に向けて対策強化が求められています。

皆川市長は、「回答があったことは承知している。」

ハラスメントのない明るく働きやすい職場づくりの優先度を上げ、私を含む関係者の意識向上と、職場環境の改善に取り組む」と述べています。

ひと

日下部勇一 (庄内町榎島) 波瀾(乱)万丈の人生

青山 崇

■公約実現へ、初の一般質問

初当選の勇一議員は、7月5日の臨時議会で、議席番号3番に決まり、総務常任委員会所属に決まった。

町民のため、議会でのスタートが切った。まず、議員就任前か



ら、エサ代値上げで困っている養豚農家の苦しみの解決。その一つとして、「掛川方式」(静岡県掛川市の普及運動を進めてきた。議会総務委員会で提案し、掛川市原田養豚組合の視察が実現した。常時3500頭も飼育している、豚舎の中は臭いがなく、醜態微生物を飼料に加え、オガ屑に吸収腐熟させている。参加した議員は口々に、ぜひ実現させたい

と話しあっていた。

また、和光町住宅団地が造成され、下水が農業用水路に流れ、窒素過剰で稲の倒伏、田圃の悪臭などの問題が起った。

日本共産党余目支部と勇一町議は、生産組合長らと町長・庄内支庁長と交渉し、浄化槽設置が実現した。

1974年(昭和49)6月定例議会で初の一般質問。

1. 道路舗装の住民負担の全廃
2. 北部地区の農集



仙台の弁護士は

先週「変な訴状を書いたのがコイツか」と書きましたが、訴状を書いたのは仙台市青葉区の菅野淳一法律事務所所長の竹内に加瀬谷の3人の弁護士だ。

▲訴状のシヨツパナにこうあるんだ。賠償金に事故のあった日から年3分の利子を付けて支払えと。これが彼らの常識だから恐ろしい。

▲9月10日最初の連絡から11月2日まで3回修理工場で見積もったのだから正しいものだという修理費が2ヶ月経っても暫定で10万円位だと言う。その上、

正確な金額は確定次第教えるから・と書きながら、正確な金額は訴状でなんだぜ。信義もない恐ろしい弁護士達ヨの。

▲修理工場での金額だから正しい・とする見積書は、山形の三井住

電話の普通電話へ移行。

3. 町営グラウンドの飛砂で、洗濯物が干せない和光町や町営住宅などで困っている。その対策などで質問した。

次のような町長答弁があった。

住民負担は全廃、普通電話への移行は検討する。グラウンドの飛砂は恐縮で、教育委員会と現場を見て対策をたてる。

初質問で、すぐ実現する問題をとりに上げたことはさすがである。

友海上火災保険株式会社が書いたんだ。9月の事故なのに2月15日の日付だヨ。しかも、証拠写真だと出した写真がバイクとぶつかった場所じゃネーんだ。だから修理費も本当じゃネーんだぜ。コイツラには正義もネーぜ。

▲傷の場所が「車のドア付近が衝突した」となっており、ドア付近が・となれば相手のどことぶつかったか・かなければ作文はハンパでしょ。ドアは4つあるだろ。どこのドアとも書いていないんだから。右の先端が突っ込んできたんだがサ。

▲直進していたバイクが注意していなかったから起きたとシツコク書きながら、一時停止をしなかったとは一切書いてねー訴状だ。

▲上げればまたあるが、どうです?これが頭がいい仙台の弁護士の仕事なんだぜ。(石川)